

■令和5年度第6回（第331回）都市経営戦略会議結果概要

- 【日 時】 令和5年11月22日（水） 午後2時00分～午後2時10分
- 【場 所】 政策会議室
- 【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、都市局長、総合政策監
- 【議 題】 新庁舎整備に係る「さいたま新都心バスターミナル」の機能確保に関する基本方針について

< 提案説明 >

新庁舎整備に係る「さいたま新都心バスターミナル」の機能確保に関する基本方針について、都市局より次のような説明があった。

- 本議題は、新庁舎整備に係る「さいたま新都心バスターミナル」の機能確保の基本方針及び、基本方針に基づく機能移転までのスケジュールと進め方について、ご審議いただくもの。
- 本件に関わる施設などの位置関係は2ページの図のとおり。
- 1の「さいたま新都心バスターミナルの整備目的」から、4の「機能確保の方向性」については、令和5年6月にまちづくり委員会で報告したところ。
- 本日は、4の「機能確保の方向性」を振り返り、5の「実現性の確認結果と機能確保の基本方針」、基本方針に基づく6の「移転までのスケジュールと進め方」について説明する。
- 4の「機能確保の方向性」について説明する。
- バスターミナル機能の確保については、待機場を含めた、高速バス乗降場として必要なバース数を算出している。（仮称）バスタ大宮が供用済みの場合には3バース、（仮称）バスタ大宮が未供用の場合には、さいたま新都心の負荷が大きくなるために、5バースが必要。
- 現行の駅前広場における高速バスバース数は3バースであることから、（仮称）バスタ大宮が供用済みの場合には、現行バースで機能確保することが可能。（仮称）バスタ大宮が未供用の場合には、駅前広場の改修や交通事業者との協議により、2バース追加することで機能確保が可能。機能確保の方法としては、さいたま新都心駅の東口と西口の駅前広場で確保する。
- バスの駐車場機能については、利用実態から、ピーク時間帯での利用台数を想定して算出した結果、2台分の長時間の駐車スペースと3台分の一時的な利用スペースが必要と想定され、計5台が必要。機能確保の方向性としては、本庁舎敷地内で確保する。
- 一般車駐車場機能については、利用実態から、自家用車から高速バスへの乗換利用が

実態としてあまり見込めないこと、駅周辺に約5,900台程度の時間貸し駐車場があり、満車となっていない実態から、機能確保の方向性としては、不要としている。

- 5の「機能確保の実現性の確認結果と基本方針」について説明する。
- バスターミナル機能の確保については、交通事業者や関係者との協議により、必要なバース数が確保できるか、付帯機能を確保できるかを確認している。
- 必要なバース数の確保が可能かについて、現状の配置計画案としては、西口では、現在ほとんど使用されていない④番の路線バスのバースを高速バス用に転換し、⑤番の現行の高速バスバースと合わせて、2バースを確保することを想定。東口では、③番の障害者交流センターの送迎バスが運行していない朝と夜の時間を高速バスバースとして利用することで、現行の高速バスバースと合わせて、3バースを確保することを想定。
- 配置の詳細や運用計画などは検討を要するものの、東西駅前広場での5バース確保が可能であると考えている。
- 付帯機能については、バス事業者へのアンケート結果から、デジタルサイネージ等を活用した情報提供機能について駅前広場の改修で対応することが可能。その他の物販、発券、コインロッカー等の機能については、周辺商業施設などで対応することが可能であると想定。
- 以上の実現性の確認結果から、機能確保の基本方針として、バスターミナル機能については、さいたま新都心駅の東西の駅前広場に高速バス乗降場と情報提供機能を確保する方針としている。バス駐車場機能については、本庁舎敷地内に5台分を確保する方針とし、一般車駐車場は不要としている。
- 6の「機能移転までのスケジュールと進め方」について説明する。
- バスターミナルの移転期限は、新庁舎建設工事に伴う既存施設の解体着手前までを目途としている。詳細は新庁舎整備事業の進捗を踏まえながら、利用者への周知期間、事業者の準備期間などを考慮して決定する。
- 移転までのスケジュールとしては、今年度基本方針を作成し、令和6年度に予備設計、令和7年度には詳細設計とさいたま新都心バスターミナル条例廃止手続き、令和8年度に駅前改修工事とさいたま新都心バスターミナル廃止の周知期間を想定。
- なお、移転までのスケジュールについては、移転期限を守りつつ、(仮称)バスタ大宮の進捗に応じて柔軟に対応していく。
- バス駐車場機能については、新庁舎整備に伴う建設期間中の対応を含め、都市経営戦略部と協議を進めていく。

< 意見等 >

- ・ 新都心バスターミナルにあった屋内の待合スペースの代替としては、どの施設を想定しているか。
- 東口駅前広場周辺は、コクーンシティなどの商業施設や公衆トイレ、西口駅前広場周辺は、けやきひろばや民間ビルなどの商業施設、公衆トイレやベンチ等がある。
- ・ 高速バス利用者が周辺商業施設の駐車場を利用しようとした場合、駐車場は深夜でも利用できるのか。

→ 東口駅前広場周辺は、コクーンシティ、西口駅前広場周辺は、けやき広場駐車場が 24 時間利用可能となっている。

< 結 果 >

- ・ 都市局発議の新庁舎整備に係る「さいたま新都心バスターミナル」の機能確保に関する基本方針について、原案のとおり了承とする。

< 会 議 資 料 >

- ・ 新庁舎整備に係る「さいたま新都心バスターミナル」の機能確保に関する基本方針について